



Face to Face

2012年1月版

フコクしんらい定額年金

しんきんらいふ年金FS

3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

一時払型



本商品のご検討・お申込みに際しましては、必ず本商品に関する重要事項をご説明した書類である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

自分のことだから、将来のことにも真剣に考えたい。  
しんきんらいふ年金FSは、あなたの豊かなセカンドライフを応援します。

個人年金保険のお申込みは当金庫へ

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

引受保険会社

 フコクしんらい  
smart life partner

1. 当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
2. 当保険は、預金と異なり元本の保証はありません。

# 今から始めましょう、未来のライ

ゆとりあるセカンドライフのための資産作りはもはや欠かせないもの。5つの特徴をセカンドライフの資産形成に役立ちます。充実したセカンドライフの資産形成を

しんきんらいふ年金FSの

しくみ  
(イメージ図)

と

5つの特徴



このマークの部分は、  
注意事項を記載しています。

万一のときは  
死亡給付金が支払われます

年金支払開始日前に被保険者が死亡されたときは死亡給付金をお支払いします。死亡給付金は一時払保険料を下回ることはありません。被保険者が不慮の事故や所定の感染症で死亡されたときは、死亡給付金の1.1倍の災害死亡給付金をお支払いします。また、死亡給付金などを年金でお支払いすることもできます。



死亡給付金などの免責事由  
(例えば、責任開始期から  
3年以内における被保険者の自殺  
による死亡)に該当した場合など、  
死亡給付金などが支払われない  
場合があります。

くわしくは 4ページ へ

老後の生活資金を計画的に準備できます

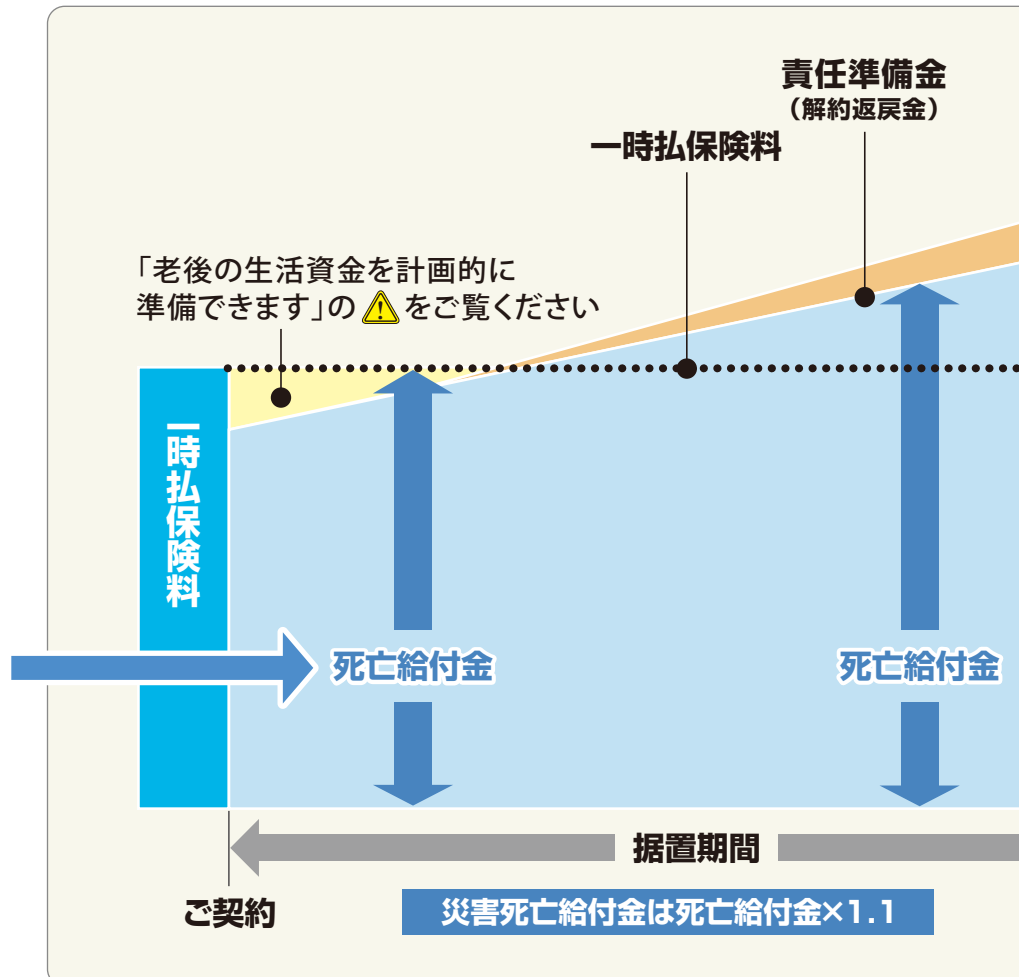
加入時に定めた年金額または一括受取額をお受け取りいただけるので、計画的な資産形成に適しています。

加入時に医師の診査は不要(職業についての告知のみ)で、80歳まで加入いただけます。



加入時に保険契約の締結・維持に係る諸費用を控除させていただいているため、加入後4年6か月以内に解約された場合、解約返戻金は、お払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。

くわしくは 4ページ へ



ご加入後4年6か月以内に解約された場合、解約返戻金はお払い込みいただいた保険料を下回ります。

## 保険用語のご説明

- 責任準備金** 将来の年金などをお支払いするために、契約者から払い込まれる保険料の中から積み立てられるものをいいます。
- 死亡給付金** 被保険者が年金支払開始日前に死亡されたときに支払われるお金のことです。ただし、災害死亡給付金が支払われる場合には死亡給付金はお支払いしません。
- 災害死亡給付金** 被保険者が年金支払開始日前に、不慮の事故(その事故の日から180日以内の死亡に限ります)や所定の感染症を直接の原因として死亡されたときに支払われるお金のことです(所定の感染症については『ご契約のしおり・約款』をご覧ください)。
- 基本年金額** ご契約時に据置期間や保険料により定められる年金額のことです。

# フプラン。

「しんきんらいふ年金FS」はフコクしんらい生命保険株式会社を引受保険会社とする3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険の愛称です。

持った「しんきんらいふ年金FS」はあなたのゆとりある「しんきんらいふ年金FS」がお手伝いします。

## 配当金の可能性 があります

責任準備金などの運用益がフコクしんらい生命の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後3年ごとに契約者配当金をお支払いします。



契約者配当金は運用実績などにより変動(増減)し、支払われない場合もあります。

くわしくは [6ページ](#) へ

## 受取方法は

3種類から選択できます

年金でお受け取りいただく場合、支払期間5年または10年の確定年金からお選びいただけます。また、年金での受取りに代えて、一括して受け取ることもできます。



一括でお受け取りいただく場合、年金の受取手続き時に年金に代えて、一括でのお受け取りを選択していただく必要があります(一括でお受け取りいただいた場合、その時点でご契約は消滅いたします)。

毎年の年金は、年1回お支払いします。なお、基本年金額が60万円以上かつ1回あたりのお受取額が10万円以上の場合、毎年の年金を年2・4・6・12回に分割してお支払いすることもできます。

くわしくは [3ページ](#) へ

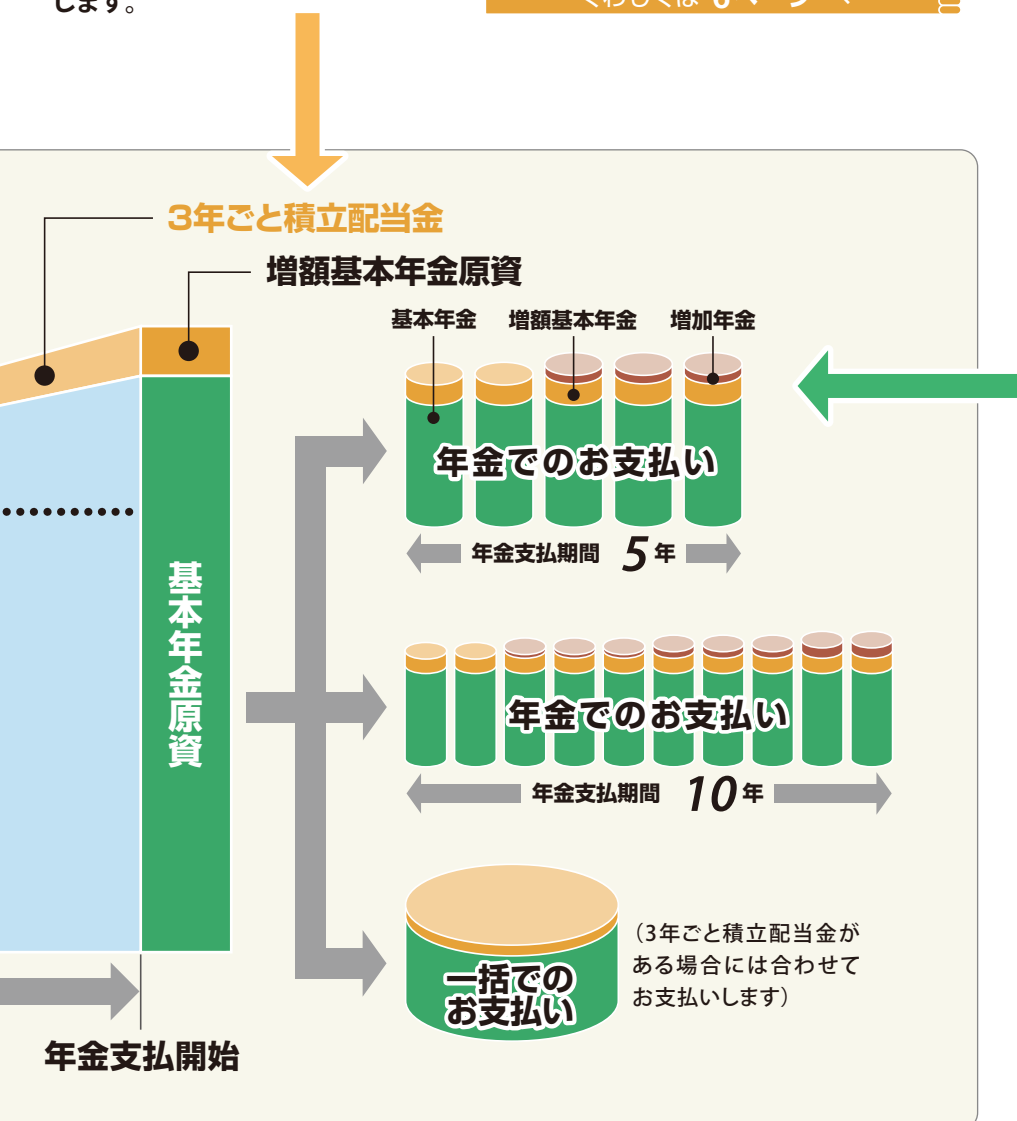
## 税制上の特典 があります

一定の条件を満たしていれば、一時所得の対象となり、「特別控除」が受けられるなどの税制上の特典があります。



平成23年10月現在の税制にもとづきますので、今後変更となる場合があります。

くわしくは [5ページ](#) へ



●しんきんらいふ年金FS(一時払型)では、責任準備金と解約返戻金は同一です。

- 確定年金** 被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存されているときに年金をお支払いします。被保険者が、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたときは、年金支払期間中の未払年金の現価をお支払いします。
- 増額基本年金** 年金支払開始日までに積み立てられた3年ごと積立配当金で増額された年金です。
- 増加年金** 年金支払開始後に積み立てられた配当金で増額された年金です。なお、お支払時期は据置期間によって異なります。
- 未払年金の現価** まだお支払いしていない将来の年金をお支払いするのに必要な現在の積立金をいいます(将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します)。

# 受取方法は3種類から選択できます

## 受取方法

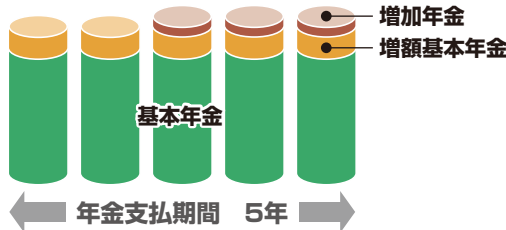
2つの年金受取方法と一括でのお受取りの3種類からお選びいただけます。



増額基本年金・増加年金は、いずれも契約者配当金を原資としていますので、契約者配当金の増減・有無にこれらの金額は影響をうけます。したがって、運用実績などによっては、支払われない場合もあります。

### 5年確定年金

【イメージ】



ご契約例

- ご契約年齢：50歳
- 据置期間：10年
- 一時払保険料：100万円
- 年金支払期間：60歳から64歳

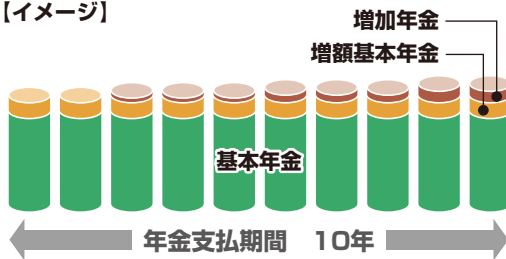
基本年金額 208,060円

お受取総額

基本年金額の合計 1,040,300円 + 増額基本年金 + 増加年金

### 10年確定年金

【イメージ】



ご契約例

- ご契約年齢：50歳
- 据置期間：10年
- 一時払保険料：100万円
- 年金支払期間：60歳から69歳

基本年金額 106,370円

お受取総額

基本年金額の合計 1,063,700円 + 増額基本年金 + 増加年金

### 年金受取に代えて一括でのお受取り

年金支払開始時に、年金受取に代えて基本年金原資額を一括でお受け取りいただくこともできます。この場合の一括受取金額は、年金でのお受取総額より少ない金額となります。

■ 基本年金原資額（一括受取額）例表  
〈一時払保険料100万円の場合〉

据置期間	基本年金原資額(円)
10年	1,032,200
11年	1,039,000
12年	1,046,000
13年	1,052,900
14年	1,059,900
15年	1,066,900

ご契約例

- ご契約年齢：50歳
- 据置期間：10年
- 一時払保険料：100万円
- 年金受取方法：5年または10年確定年金

年金支払開始時一括受取額  
(基本年金原資額) 1,032,200円 + 3年ごと積立配当金による一括受取額

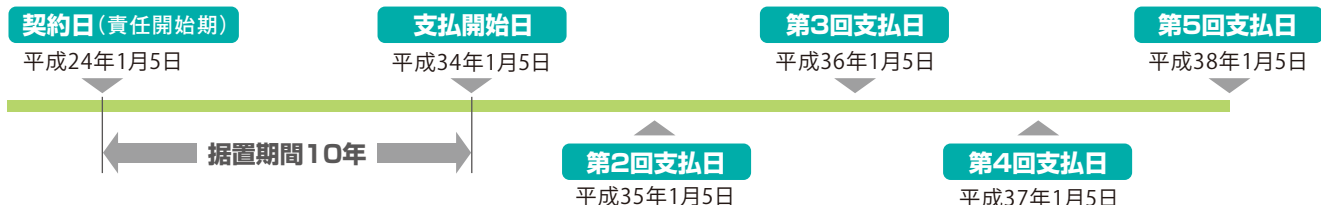
据置期間	基本年金原資額(円)
16年	1,074,000
17年	1,081,200
18年	1,088,400
19年	1,095,600
20年	1,102,900

※ この表は一時払保険料100万円に対する据置期間ごとの基本年金原資額を記載したもので、ご希望の保険料をもとにこの表で基本年金原資額を計算することができます。なお、計算上、1円未満の金額が発生する場合には、1円未満を四捨五入した金額が基本年金原資額となります。

## 年金支払日について

毎年の年金は、年1回お受け取りいただけます。

契約日が平成24年1月5日 据置期間10年 年金支払期間5年のご契約の例(イメージ)



契約日(責任開始期)・・・ご契約のお申込みをフコクしんらい生命が承諾した場合で、一時払保険料相当額をフコクしんらい生命が受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合は、告知の時)

注) 上記の年金支払日が土、日、祝日などの金融機関休業日の場合は翌営業日が支払日になります。

# 老後の生活資金を計画的に準備できます

## 基本年金額表(男女共通)

据置期間	加入対象年齢 (被保険者)	基本年金額(円)	
		保険料100万円につき	
		5年確定年金	10年確定年金
10年	0～80歳	208,060	106,370
11年	0～79歳	209,440	107,070
12年	0～78歳	210,840	107,790
13年	0～77歳	212,240	108,500
14年	0～76歳	213,650	109,220
15年	0～75歳	215,070	109,950

据置期間	加入対象年齢 (被保険者)	基本年金額(円)	
		保険料100万円につき	
		5年確定年金	10年確定年金
16年	0～74歳	216,500	110,680
17年	0～73歳	217,930	111,410
18年	0～72歳	219,380	112,160
19年	0～71歳	220,840	112,900
20年	0～70歳	222,310	113,650

※1 この表は一時払保険料100万円に対する基本年金額を記載したもので、ご希望の保険料をもとにこの表で基本年金額を計算することができます。なお、**計算上、1円単位の金額が発生する場合には、1円の位を切り上げた金額が基本年金額となります。**

※2 最低保険料は50万円、最低基本年金額は10万円となります(6ページをご覧ください)。

※3 被保険者の年齢により異なりますが、据置期間は最長50年までお取り扱いしています(ただし年金支払開始年齢は90歳までとなります(6ページをご覧ください))。上記に掲載されていない据置期間の基本年金額につきましては、『保険設計書』でご確認ください。

## 解約返戻金表(一時払保険料100万円の場合)

年金支払開始日の前日までに解約された場合、解約返戻金をお支払いします。



**ご契約を4年6ヵ月以内に解約された場合、解約返戻金はお払い込みいただいた保険料を下回ります。**

経過年数	金額(円)
1年	979,600
2年	985,300
3年	991,000
4年	996,700
5年	1,002,500
6年	1,008,400
7年	1,014,300
8年	1,020,200
9年	1,026,200
10年	1,032,200

経過年数	金額(円)
11年	1,039,000
12年	1,046,000
13年	1,052,900
14年	1,059,900
15年	1,066,900
16年	1,074,000
17年	1,081,200
18年	1,088,400
19年	1,095,600
20年	1,102,900

※ この表は一時払保険料100万円に対する経過年数ごとの解約返戻金額を記載したもので、ご希望の保険料をもとにこの表で解約返戻金額を計算することができます。なお、**計算上、1円未満の金額が発生する場合には、1円未満を四捨五入した金額が解約返戻金額となります。**

# 万一のときは死亡給付金が支払われます

## 死亡給付金

年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は死亡給付金をお支払いします。

年金支払開始日前に被保険者が不慮の事故や所定の感染症により死亡した場合は災害死亡給付金をお支払いします。

	お支払いする場合	お支払いする金額
死亡給付金	被保険者が死亡したとき (ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます)	責任準備金と一時払保険料の いずれか大きい方の金額
災害死亡給付金	被保険者が不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき (所定の感染症については『ご契約のしおり・約款』をご覧ください)	死亡給付金の1.1倍の金額

※1 死亡給付金・災害死亡給付金は、一括でのお支払いに代えて、年金でのお支払いを選択することもできます(5・10・15年確定年金)。年金額は、死亡給付金額・災害死亡給付金額を年金支払期間年数で割ることにより算出でき、**年金額は10万円からのお取扱いとなります(1円未満切り捨て)**。年金額が60万円以上かつ1回あたりのお支払額が10万円以上の場合、年金額を年2・4・6・12回に分割してお支払いすることもできます。死亡給付金受取人を複数指定されている場合は、年金でのお支払いはできません。

※2 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、未払年金の現価を一括でお支払いします。

# 税制上の特典があります

## (ご参考) 税制上のお取扱いについて



記載の税制上のお取扱いは、平成23年10月現在の税制による一般的なものであり、今後変更となる可能性もあります。実際のお取扱いにつきましては、税理士または所轄の税務署にご確認願います。

ご契約時

### ● 一時払保険料

ご契約した年のみ生命保険料控除の対象となります。

※一般の生命保険料控除の対象となり、個人年金保険料控除の対象にはなりません。

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

### ● ご契約を解約した場合

解約返戻金額と一時払保険料の差額(差益)が課税対象となります。

契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
20%源泉分離課税	所得税(一時所得※1) + 住民税

### ● 被保険者が死亡した場合

受け取った死亡給付金(または災害死亡給付金)は、契約形態により課税関係が異なります。

#### ■ 契約形態と課税関係

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	死亡給付金を一括で受け取る場合の課税関係
A	A	相続人	相続税
A	A	相続人以外	相続税
A	B	A	所得税(一時所得※1) + 住民税
A	B	C	贈与税

### ● 年金受取時

#### ■ 年金で受け取る場合

契約形態	課税時期	課税関係
契約者と年金受取人が同じ場合	毎年の年金受取時	所得税(雑所得※2) + 住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税
	2年目以降の年金受取時	所得税(雑所得※3) + 住民税

#### ■ 年金に代えて一括して受け取る場合

契約形態	課税時期	課税関係
契約者と年金受取人が異なる場合	受取時	所得税(一時所得※1) + 住民税
		贈与税

据置(運用)期間中

年金支払期間中

### ※1 一時所得について

一時所得の課税対象額の計算は下記のとおりです。他の所得(給与所得、雑所得など)と合算して総合課税となります。

$$\left\{ \left( \text{年金の一括受取額または解約返戻金額または死亡給付金額} - \text{一時払保険料} \right) - \text{特別控除額50万円} \right\} \times \frac{1}{2}$$

### ※2 雑所得について

雑所得の金額の計算は右記のとおりです。他の所得(給与所得、一時所得など)と合算して総合課税となります。

$$\text{雑所得の金額} = \text{年金額} - \text{必要経費}$$

$$\text{必要経費} = \text{年金額} \times \left( \frac{\text{必要経費割合}^{\ast}}{\text{払込保険料総額} \div \text{年金受取総額またはその見込額}} \right)$$

※小数点第3位以下を切り上げて第2位まで算出。  
また雑所得の金額が25万円以上となる場合には、その金額の10%が源泉徴収されます。なお、この源泉徴収された金額は確定申告で精算されます。

### ※3 雑所得について

各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

# 配当金の可能性があります

## 契約者配当金について

契約者配当金は、責任準備金などの運用益がフコクしんらい生命の予定した運用益を超えた場合にご契約後3年ごとにお支払いします。契約者配当金については、今後のお支払いをお約束するものではなく、**運用実績などによって変動(増減)し、0となる年度もあります。**年金支払開始日前の契約者配当金は、フコクしんらい生命所定の利率(この利率は経済情勢により変更することがあります)で積み立てておき(3年ごと積立配当金)、年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。3年ごと積立配当金は、年金支払開始日前であれば、ご請求によりいつでも引き出すことができます。

## 取扱条件

契約年齢範囲 (被保険者)	0～80歳 <sup>※1</sup>	最高保険料	最高基本年金額以内 <sup>※2</sup>
据置期間	10～50年	最低基本年金額	10万円
年金支払開始年齢	10～90歳	最高基本年金額	3,000万円 (フコクしんらい生命の 他の個人年金保険と通算して)
年金受取方法 (年金支払期間・種類)	5年確定年金 10年確定年金	保険料の単位	1,000円
最低保険料	50万円	基本年金額の単位	10円 (1円の位を切り上げ)

※1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算します。また、ご契約後の被保険者の年齢は、契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加え計算します。

※2 1契約あたりの保険料は、1億円未満でのお取扱いとなります。1億円以上の保険料でお申し込みいただく場合、ご契約を2契約以上に分けてお申し込みください。

## 運用方法について

フコクしんらい生命では、運用にあたり安全性を第一に考え、その上で市場環境に応じた有利な運用につとめています。**本商品の運用は、日本国内の公社債(国債、地方債など)で行っており、株式や外国証券などには投資していません。**なお、本商品はご加入時に基本年金額や解約返戻金額などが定まっており、計画的な資産形成に適しています。

## クーリング・オフについて

8日以内であれば、ご契約のお申込みを撤回(クーリング・オフ)することができます。

お申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約のお申込日または重要事項について説明している書面『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』の交付日とのいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(消印有効)**であれば書面により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。お申込みの撤回等があった場合は、申込者等にお払い込みいただいた金額をお返しいたします。

### お申出方法

くわしくは、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

## ご確認ください

- 「しんきんらいふ年金FS」は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする個人年金保険契約であり、預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象外となります（生命保険契約者保護機構の対象となります）。
- 「しんきんらいふ年金FS」にご加入いただくか否かが、募集代理店（信用金庫）とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、解約返戻金額などが借入元利金合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入れを前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、『契約締結前交付書面（ご契約の概要・注意喚起情報）』『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、募集代理店（信用金庫）で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 募集代理店（信用金庫）の保険募集指針および相談窓口については募集代理店（信用金庫）にご確認ください。
- 生命保険募集人（信用金庫の担当者）は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。

### 担当者（募集代理店である信用金庫の生命保険募集人）の権限などに関する照会先

**フコクしんらい生命保険株式会社** お客さまサービス室 TEL：0120-700-651 ※通話料無料  
受付時間 9:00～17:00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

- その他にもご注意ください事項がございますので、「しんきんらいふ年金FS」のご検討・お申込みに際しては、必ず重要事項を説明した書面である『契約締結前交付書面（ご契約の概要・注意喚起情報）』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。『ご契約のしおり・約款』はご契約についての大切な事項、必要な保険知識などについてご説明しています。いずれも必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

### 『ご契約のしおり・約款』記載事項の例

- ご契約申込の撤回（クーリング・オフ）について
- 給付金をお支払いできない場合について
- 職業などの告知義務について
- 保障の責任開始期について
- 解約と解約返戻金について
- 契約者配当金について

ご契約後のご照会・お申出などにつきましては、お客さま専用の連絡先となる「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」で承ります。

## フコクしんらい生命 お客さまサービス室

**TEL 0120-700-651** 受付時間 9:00～17:00  
※通話料無料 ※土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます

[募集代理店]

[引受保険会社]

**フコクしんらい生命保険株式会社**

〒108-0071 東京都港区白金台 3-2-10 白金台ビル

TEL 03(5789)6790(代)

url <http://www.fukokushinrai.co.jp>

SK1201-A4-TR

募AAG06110065(11.10)